

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金等の支払い猶予を行います。

川崎市上下水道局では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金等のお支払いに困難をきたしている方に対し、支払い猶予を行います。

1 対象者

新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金及び下水道使用料のお支払いが困難になった方

※個人、法人を問わず全ての使用者が対象

2 猶予期間

検針をした月から最長で4カ月間

※この猶予期間後も、状況により支払いについての相談に応じます。

3 申請方法

使用者から、上下水道局の各サービスセンターへ電話等でお問合せをいただき、支払期限延長申請書の提出をもって行います。

4 受付開始日

令和2年3月31日

5 その他

上下水道局ウェブサイトにて広報します。

【問い合わせ先】

川崎市上下水道局サービス推進部営業課 加藤

電話 044-200-3125

FAX 044-200-3996